

# 労山基金を団体で運用するポイント

## 1 労山会員のための互助制度

「労山基金」は寄付金で運営される遭難対策のための互助制度です。労山会員なら誰でも加入できます。寄付金は、1 口 (1,000 円) 単位で登録できます。

## 2 加入団体を基礎単位にした運営

加入の登録と寄付金の納付は加入団体が行い、交付金は団体の口座あてに交付されます。労山全国連盟総会で労山基金の運営委員を選出し、運営の予算・決算、基金規定の改廃の議決がなされます。運営の内容は、全国理事会、評議会に報告されます。

## 3 いつでも加入ができ、受理日から交付対象

加入申込書を運営委員会が受理した日から基金の交付対象になります。登録期間は、加入を受理した日から、加入団体に指定された期限月までです。

注：団体に定められた更新月以外の加入では、1 口につき月 100 円の計算 (1,000 円が上限)。

## 4 公開山行で会員外の事故にも見舞金を支給（細則一六）

「労山基金」の加入者がリーダーとなり、労山加入団体が主催する公開山行で、労山会員以外の参加者の事故に見舞金制度が適用されます。交付金額は、死亡・行方不明、または重度の後遺症 30 万円、3 日以上入院または 20 日以上長期通院 10 万円、短期通院 (3 ～ 19 日) 3 万円です。交付申請には、「規定」細則 -6 に示す要件を満たす必要があります。

## 5 救援者費用の交付（細則一〇）

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要がある場合、交通費の実費について 10 万円を限度として交付します。ただし、救助捜索費を申請する場合には、この費用は交付対象から除外されます。また海外については対象としません。

## 6 無事故報奨金制度（細則一〇）

10 年間交付申請のない団体に無事故報奨金を交付します。交付申請がなければ、毎年報奨金が受け取れます。事故一報提出の有無は報奨金の交付に関係しません。報奨金は前年度の当該団体の申込総寄付口数の 10% を目途にします。

## 7 安全対策にも運用（規定第 11 条 3）

「労山基金」は、事故の救済だけでなく、遭難事故の予防を目指す安全対策基金にも運用され、技術教育と遭難事故対策の活動に活用されます。

# 労山山岳事故対策基金 担当者のミニ手引き

日本勤労者山岳連盟 労山山岳事故対策基金制度運営委員会

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24

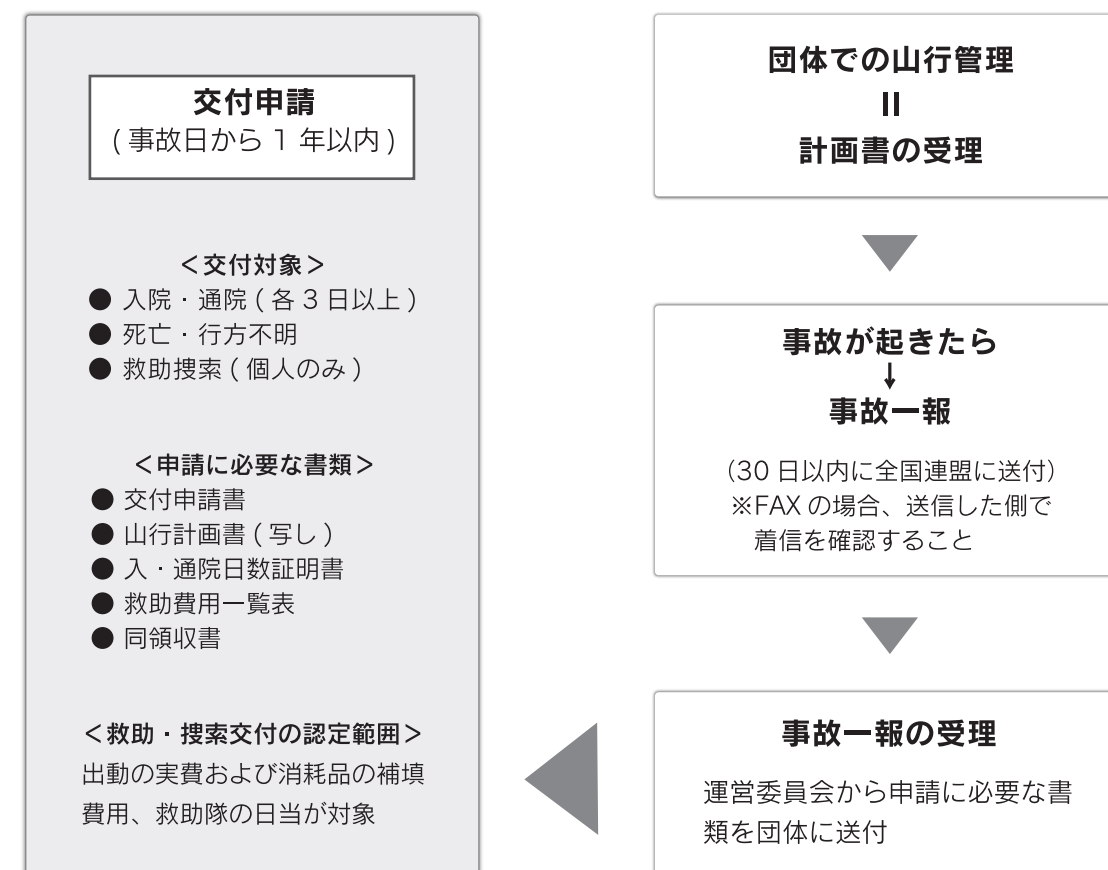
電話 03-3260-6331

FAX 03-3235-4324

E-mail : kikin@jwaf.jp

会・クラブの基金担当者に必要な知識をコンパクトに紹介します。詳しくは、ホームページからの情報や、全国連盟の労山山岳事故対策基金（労山基金）事務局にお問い合わせください。

## 交付手続きの流れ



# 諸手続きのポイント

## ■ 新規登録

労山基金への登録はいつでもできます。全国連盟に会員登録し、会員番号を取得してからの加入申し込みになります。登録受理日から期限月まで 10 カ月未満の場合は、1 口につき月割 100 円の寄付金計算です。

※受理日から事故対応しますが、時間外、日、祭日等は手続きができませんので、受理日を事前に確認してください。

## ■ 寄付金の精算

年に 1 回、登録期間の終了後に精算。途中退会者も、年間の登録申し込み口数分で計算します。基金運営委員会からの精算書の内容で指定日までに精算します。

## ■ 継続の手続き

期限月に基金運営委員会から継続申込み書類を郵送しますので、申込口数、金額を記入のうえ期限月の末日までに運営委員会に通知してください。

## ■ 継続扱いの猶予

期限月の翌月末日までに継続の手続きをすれば、救助搜索費の交付率加算が維持されます。ただし、継続が中断する期間に起きた事故は交付対象になりません。

## ■ 増し口の処理

登録期間の途中で、参加口数を増やすことができます。ただし、月割計算はありません。期限月までの残り期間の長短にかかわらず、有効期間終了後に精算する寄付金は 1 口 1,000 円の計算です。

## ■ 所属会の移籍

労山内で所属会が変わっても移籍の手続きをすれば、有効期限・加入年数が継続されます。移籍の手続きは、移籍先の担当者が行います。

## ■ 仮交付

搜索活動が長引いて多項目の支払いや請求となり、整理して申請するには日時を要する場合に、仮交付の申請ができます。仮交付は、確定した費用が対象です。

## ■ 二重遭難見舞制度

遭難事故の救助・搜索活動中に二重遭難した場合には、定められている通常交付額の 5 倍が交付されます。(細則一五)

# トラブルを防ぐ Q&A

**Q 事故主因が疾病の場合は通常の 3 分の 2 交付とあり、確認・判断をどうするの？**  
問診票で療養等の経過を確認、判断します。当面、以下のようなガイドラインを設けます。

- (1) 医師から、登山について事前の指導がない場合には適用しない。
- (2) 医師の指導に従った療養中の場合には適用しない。
- (3) 疾病の判断は、医師の診断書に基づく。

**Q 救助・搜索費の認定範囲は？（下山遅れも含む）**

- 救助・搜索隊出動の実費、消耗品の補てん費用  
請求書のあるものは、領収書と一緒に交付申請書類に添付する。添付書類は現物のみ有効とします。コピーは不可。
- 救助隊員の日当
  - (1) 地元遭対協から請求があった日当
  - (2) 労山地方連盟救助隊の日当
  - (3) 当該会の救助隊は地方連盟に登録した隊員が日当の対象。

**Q 交付の特典って？（3 倍交付）**

次の条件を満たす山行は、定められた交付率の 3 倍まで交付されます。ただし、10 口分が上限です。

- (1) 計画の標高が 2,000m 以下の山
- (2) 登山マップでの標準コースタイムが 5 時間以内
- (3) 日帰り、交通機関のある登山基地での宿泊泊は可
- (4) 既設登山道、マップで破線の登山道は不可
- (5) 岩、沢、雪、海外を除く

**Q 交付回数の制限は？**

同一会員への交付は年に 2 回まで。1 年は、所属団体の期限月の翌月 1 日を起点とし、期限月が 5 月であれば、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで。この期間内に起きた事故のうち、交付回数をカウントします。

**Q 交付の申請期限は？**

事故日より 1 年です。1 年を過ぎると失効します。特別の事情がある場合は、1 年以内に運営委員会へご連絡下さい。1 年を超えた治療やボルト摘出などの手術等は対象外です。

**Q ゲレンデスキーは労山基金の対象ですか？**

スキー場でのスキー事故は交付の対象外です。ただし、① 山スキーで下山中、② 会主催の山スキー講習会、③ 山スキーの装備で山スキーの練習中の事故は対象にします。

**Q 人工壁は？**

管理者のいる人工壁が交付対象です。交付申請には管理者名による所定の「事故確認書」の提出が必要です。事前の山行計画書の写しは不要です。